

さつま町優良宅地のご案内!!

分譲方式に加えて、**3区画限定の賃貸方式**も導入いたしました。

さつま町では、定住促進の一環として住宅を建築される方のために、住宅団地を整備していますが、現在までの分譲方式に加え、佐志ニュータウン・湯田原ニュータウン・鶴田赤坂ニュータウンの3区画を対象に、20年間の賃貸方式による契約希望者を募集しています。

賃貸方式の内容は次のとおりです。詳しいことは、定住促進室までお問い合わせください。

賃貸方式募集内容

1. 募集予定区画数、対象住宅団地及び1月当りの賃貸料

希望される区画の分譲価格に当該区画の固定資産税相当額を合算後1坪当りの単価を算定し、区画面積の坪数により算定された額

募集予定の住宅団地及び区画数	3区画	1坪当りの月額賃貸料
佐志ニュータウン (未分譲区画 23区画)		(約130円~212円)
湯田原ニュータウン (未分譲区画 14区画)		(約129円~195円)
鶴田赤坂ニュータウン (未分譲区画 6区画)		(約151円~165円)

2. 賃貸契約の期間

20年間 (例) 平成19年1月契約の場合、平成38年12月までとなります。

3. 賃貸の条件

- (1) さつま町に永住を希望し、住民登録のできる方
- (2) 本人の年間所得金額が120万円以上の勤労者の方
- (3) 年間所得金額が120万円以上ある連帯保証人を確保できる方
- (4) 賃貸契約締結後2年以内に自己の住宅建築に着手できる方

4. 申請手続き等

- (1) 賃貸契約を希望される方は、役場本庁定住促進室又は総合支所総務管理課に申請書を請求し、必要事項を記入の上関係書類を添えて申請してください。
- (2) 申請された内容を審査し賃貸の条件を充たしている申請者は、申込順で契約いたします。
- (3) 申請者が3名を超えた場合、今回の募集を終了いたします。

5. その他

- (1) 住宅建築については、住宅金融公庫等の融資も利用できます。
- (2) 金融機関の融資による抵当権は、土地に対しては設定できません。
- (3) 佐志ニュータウンの温泉付の区画は、賃貸方式募集の対象外区画です。

6. 団地の詳細

募集する3つの団地の区画等は、略図をご覧ください。

7. その他の住宅団地

定住促進中津川住宅団地・求名住宅団地は、1坪当り月額100円で20年間の賃貸方式による契約者を募集しています。

◎募集区画

求名団地	1区画 (65坪)
中津川団地	3区画 (平均130坪)

8. 問合せ先

さつま町役場 定住促進室 定住促進係
TEL 0996-53-1111 内線2224. 2225

